

広島県告示第二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月十三日

鹿島原知事
藤田雄山

地区	奥組 (三八八二)	隣一(三八八一)地区	奥組前 (三八八一)	地区	槇尾 (三八八二)	地区	塚田 (三八八〇)	地区	九)地区	寄ノ宮 (三八七七)	地区	平石 (三八七八)	地区	樋之上 (三八七六)	地区	樋之上 (三八七七)	地区	樋之上 (三八七六)	地区	樋之上 (三八七七)	地区	岩船 (三八七四)		区域の名称	土砂災害の発生原因の種類	土砂災害警戒区域	所在地		
崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	区域の名称	土砂災害の発生原因の種類	土砂災害警戒区域	所在地	
おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	次の図のとおり	おり	区域の表示	表区域示	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	所在地
地区	奥組 (三八八二)	隣一(三八八一)地区	奥組前 (三八八一)	地区	槇尾 (三八八二)	地区	塚田 (三八八〇)	地区	九)地区	寄ノ宮 (三八七七)	地区	平石 (三八七八)	地区	樋之上 (三八七六)	地区	樋之上 (三八七七)	地区	樋之上 (三八七六)	地区	樋之上 (三八七七)	地区	樋之上 (三八七七)	地区	岩船 (三八七四)	区域の名称	土砂災害の発生原因の種類	土砂災害警戒区域	所在地	
崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	区域の名称	土砂災害の発生原因の種類	土砂災害警戒区域	所在地	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の施行による区域の表示及び防災対策の実施を定める事項四十条第一項の規定による区域の表示を定めることとする。この区域は、土砂災害の発生原因の種類により、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域とに区分される。	土砂災害の発生原因の種類	土砂災害特別警戒区域	所在地

地区	奥組川（二六h）	地区	奥組川（二六i）	地区	前阿引川（三三）	地区	前阿引川（三三）	地区	奥組川（二六i）	地区	奥組川（二六h）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
おり 次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり
区 塚田川（二七）地	五) 地区 檍尾谷川（八三六）	区 奥組川（四二）地	四) 地区 柿木迫川（三三）	区 奥組川（四二）地	四) 地区 柿木迫川（三三）	区 前阿引川（三三）	五) 地区 前阿引川（三三）	区 奥組川（二六i）	地区	奥組川（二六h）	地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。